

案  
契 約 書

収入印紙  
貼 付

業 務 名	みどり活動支援事業資材購入
納品場所	堺市内、100 箇所以内
履行期間	令和 3 年 8 月 17 日 から 令和 3 年 10 月 31 日 まで
契約金額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥ )
契約保証金	免 除

上記の業務を貴協会仕様書その他の指示に基づいて受託いたします。つきましては、裏面特約条項、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、堺市公園協会契約実施細則を遵守して誠実に履行いたします。

なお、この業務の履行に関して生じた損害又は第三者に及ぼした損害を負担いたします。

また、この契約書によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継いたしません。

これらに違反したとき、又はこの契約に関して不正又は不当な行為があったときは、契約を解除されても異議ありません。

契約代金の支払期限については、納品完了確認の後、支払請求書を受領していただいた日から起算して 30 日以内とします。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所  
名 称  
代表者

印

受注者 住 所  
名 称  
代表者

印

## 特約条項

以下の特約事項を了承し、当該契約をお願いします。

(再委託の禁止)

第1条 受注者は、この契約の履行について、業務を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）をしてはならない。ただし、業務の一部について相当の理由があるときは、この限りでない。

(再委託の届出等)

第2条 前条ただし書の規定により業務の一部について再委託する場合、受注者は、あらかじめ発注者と協議し、発注者の同意を得た上、再委託しようとする相手方（以下「再委託先」という。）の商号又は名称、並びに業務のうち再委託する部分及び再委託する理由その他発注者が必要とする事項を、書面をもって発注者に届け出なければならない。

2 受注者が前項の規定により業務の一部を再委託するときは、次のとおりとする。

(1) 受注者は、堺市公園協会契約実施細則に基づく指名停止等の取扱いにより、入札参加停止を受けた者、また、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）第2条第1項の規定による入札参加停止を受けた者（以下「入札参加停止者」という。）及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条第1項の規定による入札参加除外を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）並びに第4条第1項第8号に該当する者を再委託先としてはならない。

(2) 受注者は、再委託先の行為の全てについて責任を負うものとする。

3 発注者は、受注者が第1項に定める手続きによらずに再委託した場合、入札参加停止者を再委託先とした場合又は入札参加除外者若しくは第4条第1項第8号に該当する者を再委託先等（第2条の規定のより、業務の一部を再委託したとき並びに受注者及び再委託先が資材又は原材料の購入契約その他の契約をしたときの相手方を含む。以下同じ。）としている場合は、受注者に対して、当該再委託契約先等との解除を求めることができる。この場合において、当該契約が解除された場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。

(不当介入に対する措置)

第3条 受注者は、この契約の履行に当たり堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」という。）から暴排条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

2 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、当該再委託先に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

3 発注者は、受注者が発注者に対し、前2項に規定する報告をしなかったときは、暴排条例に基づく公表及び入札参加停止措置を行うことができる。

4 発注者は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が第1項の規定による報告及び届出又は第2項の規定による報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

(発注者の契約解除権)

第4条 発注者は、堺市公園協会契約実施細則第49条に定めるもののほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく契約を履行しないとき。

(2) 本契約に関して受注者又は業務に従事する者に、不正又は不当な行為があったとき。

(3) 業務履行上の過失又は不手際が度重なったとき。

(4) 契約の履行に当たり、発注者の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。

(5) 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算のいずれかの申立てがあったとき又はこれと同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき。

(6) 第2条第3項の規定により、発注者から再委託先等との契約の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。

(7) 前各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(8) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第4条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。